

「第3回アドバイザー会議」における評価区分及び評価内容

調書番号: 5 事業名: 福祉施設経営指導事業費補助金

アドバイザー	評価区分	評価内容
五味アドバイザー	「要改善」	<p>相談者が減少しているが、介護人材の確保対策等社会福祉法人、社会福祉施設が抱える問題は複雑化しており、各施設で独自に社会保険労務士、弁護士等専門家の関与がないと運営できなくなっているのではないかと考えられるため、今後は事業者側だけでは解決できない問題などを取り上げて、行政として何ができるのか検討するなど事業の内容を相談に限らず検討する必要がある。</p>
諸平アドバイザー	「要改善」	<p>事業所管課の見直しと併せて、相談の方法についてメールで相談を受け付ける等手法の検討も必要である。研修や集団指導の際にアンケートを実施する等、社会福祉施設のニーズを探る必要がある。</p>
小口アドバイザー	「要改善」	<p>指導対象が明確であり、制度の周知も実施している中で相談件数が大幅に減少しているため、事業のニーズそのものが減少しているのではないかと考えられるため、相談体制の縮小等の見直しが必要と考える。</p> <p>経営上の課題は複雑化、高度化しており、各施設で専門家に依頼しているなどの理由から、相談が減少していると考えられるため、今後は各施設を巡回し、ニーズの把握に努める必要がある。</p> <p>社会福祉法の改正に伴い相談件数の増加が見込まれるが、来年度から相談日を週2回と見直すのは問題ない。相談体制縮小に伴い問題も生じると思うが、山梨県社会福祉協議会が補助事業ではなく通常の業務として相談を受け付け、対応していくことができるのではないかと考えるので、相談体制の変更と併せて検討して欲しい。</p>